

令和 7 年 5 月 2 8 日

共 産 党

## 日米地位協定を抜本的に改定することを求める意見書（案）

令和 7 年 3 月、沖縄本島内で成人女性に性的暴行などを加えたとして 20 代の米海兵隊員が不同意性交と傷害の容疑で書類送検された。令和 7 年 1 月にも沖縄本島内で知人の成人女性に性的暴行をした疑いで 20 代の米海兵隊員が書類送検されるなど、またもや米兵による性的暴行事件が次々明らかになった。

沖縄での米兵による性的暴行事件は、令和 5 年 12 月の少女暴行事件以降、今回わかった 2 件を含め、7 件に上る異常事態である。

米軍は相次ぐ暴行事件を受け、令和 6 年 7 月、米兵に対する教育の改善、基地を出入りする米兵への飲酒検問の強化など再発防止策を発表。同年 10 月には、基地外の米兵の行動を規制する「リバティー制度」を見直し、午前 1 時から 5 時まで飲酒を目的にする施設への立ち入りなどを禁止した。しかし、令和 5 年 12 月の少女暴行事件が午後 6 時に発生していたことから、そもそも深夜の飲酒制限などが事件の再発防止にはならないことが指摘されていた。

令和 6 年 1 年間の米軍関係者（軍属や家族含む）の刑法犯の検挙件数・人数は 73 件 80 人と過去 20 年で最多となっていることから、米軍の対応が全く再発防止策になっていないことを示している。

日米地位協定は、米兵などが公務外で事件を起こした場合、日本側に第 1 次裁判権があるものの、米側が身柄を確保していれば起訴までは米側が拘束するとしている。米兵犯罪を抑えられないのは、日本側が容疑者を逮捕できず取り調べも制約されるなど、差別的・特権的な仕組みが要因の一つである。

政府は、綱紀粛正を求めるだけでなく、実効ある対策を米側に強く迫り、実際に実行しているかを検証できるようにすべきである。

よって、板橋区議会は、政府に対し、米軍の特権を保障する日米地位協定を抜本的に改定するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

年 月 日

東京都板橋区議会議長名

外務大臣 宛